

金融円滑化に関する基本方針並びに態勢の概要について

大阪信用金庫は、地域の中小企業および小規模事業者のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、資金繰りや返済条件変更などのご相談にも積極的に応じてまいりました。

2013年3月末をもって、「中小企業金融円滑化法」は終了しましたが、大阪信用金庫は地域金融機関として、引続き円滑な資金供給や条件変更等に努めてまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および小規模事業者のお客さまに必要な資金を円滑に供給し、お客様の経営相談、経営指導および経営改善に関するきめ細やかな対応を行ってまいります。

2. 態勢整備

中小企業および小規模事業者のお客さまに対して、金融の円滑化が適切に行えるよう、態勢整備を図っております。

- お客さまからご相談があった場合は、資金繰りに支障が生じないように、適切な金融仲介機能の発揮に努めます。
- 担保・保証や財務内容等の過去の実績に過度に依存することなく、事業内容や業界の状況を踏まえて成長を支援します。
- お客さまの事業内容や周辺環境等を踏まえたうえで、大阪府中小企業活性化協議会等の外部機関や外部専門家と連携したコンサルティングを行い、経営改善を支援します。
- お客さまの、円滑な事業承継を促すため「『経営者保証に関するガイドライン』の特則」を踏まえて対応いたします。
- 自然災害や感染症等により事業に影響を受けた、また被災されたお客さまからのご相談には、関係機関と連携をし、きめ細やかな対応をすると共に、経営維持に必要な支援を行います。
- お取引に関する十分なお説明やお問合せ、お客さまからのご要望、苦情

に対する迅速な対応に努めます。

3. お客様の事業の改善や再生のための支援

- 中小企業のお客さまの創業や再生支援に対する専門部署として平成15年9月に「地域産業振興部」を創設し、経営改善計画策定のサポートなど、経営支援・経営相談を積極的に行っています。
- 平成22年度、当金庫は経済産業省より「中小企業応援センター」に採択され、お客様に対するコンサルティング機能を発揮するための事業を行っています。
- 大阪公立大学および大阪工業大学に当金庫職員（中小企業診断士）を常駐派遣しており、実効性のある産学連携を推進しています。
- お客さまの事業価値を適切に見極める能力の向上を図るため、役職員に対し、勉強会、研修等を定期的を実施しています。